

# 公 告

本組合は、平成二十八年六月十八日開催の通常総代会において、農業経営を実施することを決議しましたので、反対の正組合員は、平成二十八年七月十一日までに、書面をもって申し出てください。

もし、この期限までに申し出がないときは、反対はな  
いものと認めます。

農業協同組合法第十一条の三十一第七項の規定によ  
り公告します。

平成二十八年六月二十七日

広島県安芸郡海田町窪町八、八

安芸農業協同組合

代表理事組合長 上野 敏浩



正組合員各位